



国連、欧州連合、米国やその他の政府機関が、世界の国々に対して政治的および経済的な圧力をかける手段として制裁が盛んに用いられるようになってきました。本ページには、海運事業および保険に影響を与える制裁措置に関する最新情報がまとめられています。

制裁措置により影響を受ける可能性がある、または契約が制限もしくは影響を受けるのではないかとと思われる会員は、クラブマネージャー (Club Manager) までご連絡ください。本協会が取扱う事項に関する問題点につき、お力になれるように最善の努力をさせていただきます。

具体的な分野に関する詳細情報については、その国の関連ウェブページでご覧いただけます。

- [キューバ](#)
- [北朝鮮](#)
- [エジプト](#)
- [イラン](#)
- [コートジボワール](#)
- [リビア](#)
- [スーダン](#)
- [シリア](#)
- [ウクライナとロシア](#)
- [ベネズエラ](#)

米国で商取引に従事されている会員、または関連企業が制裁の影響を受けている会員については、次の制裁対象者リストへのリンクをご参照ください。

1. 米国財務省海外資産管理局 (OFAC) : <https://www.treasury.gov/ofac/downloads/sdnlist.pdf>

OFAC 規制の制裁対象者リストをご覧になるには、こちら (<http://sdnsearch.ofac.treas.gov/>) からオンライン検索が行え、また検索条件から絞り込みが行えます。検索条件を「Vessels (船舶)」、「Entities (組織)」または「Individuals (個人)」で絞ると検索でヒットする件数を抑えることができますが、国や市・地域、または道路名といったデータを入力することでさらに詳細な検索も行えます。船名リストには、旧称や別称も含まれています。個人も別称がいくつかあるケースもあるため、旧称を使ってシステムで検索を行うことも可能にしています。システムのおかげで検索が容易になりましたが、検索を行ったからといって制裁措置に係る責任が免責されるわけではない旨の免責事項もあることにもご注意ください。



STEAMSHIP MUTUAL

OFAC は、2014 年 8 月 13 日、取引禁止対象者が所有する組織に対して資産凍結措置を課す、財務省の「50%ルール」に関するガイドラインを発行しました。ガイドラインは、更新後、OFAC の特定国籍業者 (SDN リスト) または大統領の付属書に記載されている組織であるかどうかにかかわらず、1 つまたは複数の取引禁止対象者が直接的または間接的に合計して 50% 以上の持ち分を有する組織につき資産および利益の取引禁止措置を課す際の明確な指針を示しました。

OFAC ガイドラインの 50%ルールおよび関連する FAQ のリストは、次のリンクからダウンロードすることができます。

2. 英国財務省 (HMT) : <http://hmt-sanctions.s3.amazonaws.com/sanctionsconlist.pdf>

HMT リストは、現行の金融制裁に関する法令に基づき、国連、欧州連合および英国が指定した資産凍結対象者のリストをまとめたものです。

免責事項

記載内容の正確性を期すためにあらゆる努力が払われていますが、政府組織が緊急に制裁措置を課す可能性もあることから、正確性を保証するものではありません。また、本サイトの情報は、独立した法定助言ではなく、それに依拠してなりません。